



千葉スクラムユニオン「労働相談記録」  
23年11月1日(水)14~16時  
相談者(T)年齢62才  
勤務先 I(株)千葉中央支店

## 相談内容と対応

ネットワーク検索で千葉スクラムユニオンを見つけて電話連絡、対応した。(11月1日面談を約束)

相談者:石川県出身・大阪育ち、20代で上京。

11月1日(水)14~16時 組合事務所で面談。

相談者は求人広告を見て会社に応募。(食品関係の仕事約30年経験あり)

I(株)に9月1日入社。本社は市原市内。

賃金=基本給は22万円(月額)(試用期間中)  
+通勤手当 20日締切 翌20日付支払い。

業務内容=雪印牛乳の営業(県内のショッピングセンターなどを巡回営業)

軽ワゴン車で回り、机を出して商品をPR。そこで牛乳の宅配注文を受付ける。

店舗・巡回日程表は会社が作成。この日程表で各場所を営業活動。

営業活動は原則、2人チーム(大型店は4人、小型店は1人の場合もあり)

勤務時間は8:30~17:30。しかし実態は7:30出勤で、退社は19:30過ぎ。

試用期間中(2か月)は残業代無し、更に1か月延長する旨言われている。

## 営業中に駐車場で接触事故

市原市内で営業中、駐車していた車に接触事故を起こした。(10月10日)。相手車両の助手席側フロントバンパーを接触した。

## 事故の場合、修理代の20%は本人負担?

修理代は17万3千円?+代車料金。修理完了は11月下旬予定と知らされた。

会社の保険から出るが、代車料金もあり納得できない。また修理日程も長すぎる。

## 困って、労基署に相談をする。

労基署は、試用期間中であっても会社は残業代支払い義務がある。修理代負担には労使問題でもありコメントはできない。この経過を経て、ユニオンに相談となった。

本人は10月末で退職する旨を通告(10月31日、部長と面談・退職)

## 団交実施を確認

11月1日付で千葉スクラムユニオンに加入。

23年11月2日

I(株)  
代表取締役社長 M様

千葉スクラムユニオン  
執行委員長 江尻昭正

団体交渉の申し入れについて

貴社に於かれましては益々ご清栄のことと存じます。

さて、貴社に勤務していたTさんは、千葉スクラムユニオンに加入しましたのでご通知申し上げます。千葉スクラムユニオンは千葉市内を中心に活動するコミュニティ・ユニオンであり、労働者の生活と権利、地位向上に向け日々活動をしている労働組合です。

Tさんは9月1日に入社以来、貴社の発展のために誠実に勤務してきました。しかし、早出残業代の未払いや営業中での自動車事故(フロントバンパーの接触)に対する本人負担20%の請求など、不安を覚えたTさんは10月末で退職せざるを得ませんでした。こうした経過の中で千葉スクラムユニオンに相談に來られ、千葉スクラムユニオンの組合員になりました。従いまして、Tさんのこれまでの未払い賃金、並びに労働条件に関する問題について下記の通り団体交渉を申し入れますので、誠意を持って対応されるように要請致します。尚、貴職は組合に加入したことを理由に解雇、その他、不利益な取り扱いを行ったり、正当な理由なく団体交渉を拒否することは労働組合法7条にいう「不当労働行為」に当たりますので念のため申し添えます。

記

1、Tさんの労働契約並びに就業規則(賃金規定含む)を提示すること。合わせて36協定(時間外労働)を提示すること。

2、その他、上記に関する一切の事項

千葉スクラムユニオン

## 論点

### 勤務中の交通事故。その賠償責任は？

従業員が社用車で事故を引き起こした場合、賠償費用は会社が負担するのが一般的です。

しかし、自動車を運転していたのはあくまで従業員であるため、道路交通法違反に対する罰則は従業員本人が負うことになり、罰則や罰金が科されます。

### 社用車の修理費用を負担するのは誰になる？

社用車の修理費用を負担するのは、一般的にはその社用車を保有する会社になります。これは、労働基準法第16条で、従業員に対して損害賠償を予定する契約をしてはならないと定められているためです。

#### 賠償予定の禁止とは？

**第16条：使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。**

従業員を雇い入れる際に労働契約の不履行における違約金や、会社に被害を与えた場合の損害賠償金を予定する契約は禁止されています。その一方で、労働基準法では社員への損害賠償請求そのものを禁止している訳ではありません。

例えば、同一従業員が何度も会社の車で事故を起こして修理費用がかさんだ場合など、社員側に大きな過失が認められる場合は損害賠償請求が可能です。

なお、労働基準法第24条では「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」としています。そのため、給料からの天引きで従業員に対して修理代金を請求することは違法となるので覚えておきましょう。

### 社用車で事故を起こした場合

業務中に社用車で事故を起こした場合、会社には使用者責任・運行供用者責任、運転者には不法行為責任が発生します。会社の車には一般的にその会社が加入する自動車保険があるため、被害者に対する損害賠償は会社の保険を使うのが一般的です。

損害賠償における運転者の自己負担はないケースも多いのですが、その後会社から従業員に対して求償が行われるケースがあります。

### 社用車の修理費用は社員に請求して問題ありませんか？

営業社員や外交販売員など、会社名義の社用車を使って仕事をしている従業員は多くいます。さて、社用車を事故によって破損された場合には、会社は従業員に修理費用を請求することができるのでしょうか。一言で結論を言うならば、

「それは難しい」となります。

通常は従業員も他人の財産に損害を負わせた場合には不法行為責任（民法709条）がありますが、会社は従業員の活動によって収益を得ています。そのため、民法では従業員の活動から生じるリスクも負担すべきという考え方（いわゆる、「報償責任の法理」）があります。このような考え方から、車など会社の「モノ」を業務中に従業員が破損した場合には、報償責任の考え方と会社と社員間で公平な負担を図るべきというのが一般的な解釈となります。裁判所でも多くがこの考え方を採用しており、会社の請求する額（実際の損害額）の10%しか認められなかった例もあります。通常は25%が限界ともいわれています。

労働者側からすれば、営業活動中の事故などは会社が負うべきとの考え方は当然ですが、だからと言って無制限に会社がその損害の全てを負う義務はなく、一定の割合であれば負担させることも相当と認められることがあります。但し、給与に対してあまりに高額な賠償を個人に負わせる場合には慎重な検討が必要です。



### 玉城デニー知事「ひるまず平和のための声上げよう」新基地建設や自衛隊配備軍拡に反対する「県民大集会」

(2023年11月23日 沖縄タイムス)

政府が「台湾有事」を念頭に進める軍備増強に反対する初めての大規模集会「全国連帯！沖縄発信しよう！11・23県民平和大会」

(主催・沖縄を再び戦場にさせない県民の会)が23日、沖縄県那覇市の奥武山公園陸上競技場で開かれた。主催者は1万人以上が参加したと発表した。

武力ではなく外交を柱に対話を通じた相互理解と相互尊重の立場で問題解決を図るよう政府に求める宣言を採択。登壇した玉城デニー知事は「政府はなぜ沖縄の不条理に向き合わないのか。県民はこれからも絶対にひるむことなく行動し、平和のための声を上げ続けていこう」と呼びかけた。